

## 阿賀野市告示第19号

阿賀野市地域包括支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月13日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市地域包括支援センター設置運営要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市地域包括支援センター設置運営要綱（平成24阿賀野市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の45第2項」を「第115条の46第2項」に改める。

第2条の表阿賀野市地域包括支援センター阿賀野の項中「水原地区、京ヶ瀬地区」を「市内全域」に改め、同表阿賀野市地域包括支援センター笹神の項を削る。

第3条を次のように改める。

（相談窓口）

第3条 支援センターの相談窓口を福祉支援課及び地域保健課に置く。

第4条第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第2号中「法第115条の44第1項第2号から第5号までに規定する」を「法第115条の45第2項各号に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める」に改める。

第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職員の責務）

第8条 この業務を担当する職員は、利用者及び利用者世帯に関する個人情報の保持に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条の見出し中「配置」の次に「及び員数」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の職員の員数については、阿賀野市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例第2条に規定する基準を満たさなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（事業の委託）

第5条 法第115条の23第3項の規定により、前条に掲げる事業の一部を指定介護支援事業者に委託することができるものとする。その場合においては、阿賀野市地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。